

えひめの 浄化そう



おおすじょう おおすし
【大洲城(大洲市)】

肱川の河畔に望む大洲城（別名：地藏ヶ嶽城）

現在の天守は平成16年に竣工したもので、伝統工法を用いて、木造で建てられたものです。

目 次

○表彰の榮譽	1
・環境大臣表彰	
○各種情報コーナー	2
・令和2年度浄化槽推進関係予算(案)の概要	
・省エネ型浄化槽システム導入推進事業について	
・都道府県別汚水処理人口普及状況	
・愛媛県汚水処理人口普及状況	
・全国浄化槽推進市町村協議会(全浄協)登録浄化槽一覧表	
○行事等実績	10
・管理・清掃部会員と検査員との意見交換会を開催	
・役員研修会を開催～公益社団法人北海道浄化槽協会～	
・令和元年度 浄化槽技術研修会を開催	
・環境学習を実施	
・協会会議及び行事録	
○検査だより	24
・第33回全国浄化槽技術研究集会(秋田県)に参加	
・浄化槽法指定検査機関四国地区協議会検査員研修会(高知県)に参加	
・九州地区浄化槽検査員研修会(大分県)に参加	
○地球温暖化防止活動だより	27
・令和元年度地球温暖化防止活動推進センター活動報告	
○支部の活動報告	32
・普及啓発活動(西予支部・宇和島支部・四国中央支部・松山支部 ・今治支部)	
・自治体への要請訪問	
・支部実施研修会(西予支部・八幡浜支部・西条支部・松山支部 ・今治支部・新居浜支部)	
・ボランティア活動(松山支部)	
○お知らせコーナー	36
・訃報	
・新規入会者の紹介	
・大洲喜多支部事務所移転について	
・第10回通常総会の開催予定について	
○事務局だより	38
・浄化槽法指定検査機関四国地区協議会親睦ソフトボール大会に参加	

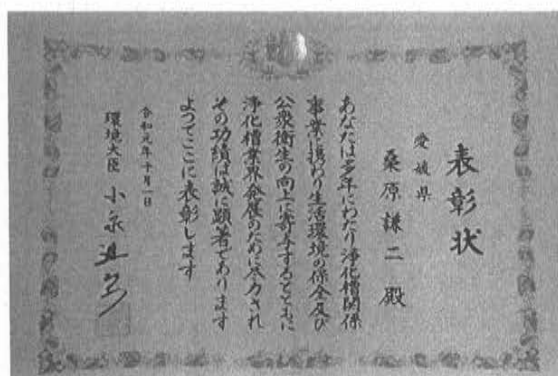
表彰の荣誉

令和元年10月1日東京都千代田区のホテルグランドパレスにて、第33回全国浄化槽大会が開催され、業界功労者に対する表彰が行われました。

本県からは、桑原 謙二 氏（副会長：西条支部）が、生活環境改善事業功労者環境大臣表彰を受賞されました。

ご功績をたたえ、今後ますますのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。

環境大臣表彰



桑原 謙二 氏（副会長：西条支部）

令和2年度浄化槽推進関係予算(案)の概要

令和元年6月12日の浄化槽法改正の成立を受け、令和2年度においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進を図る。

1. 浄化槽整備等のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

(1) 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) 10,613百万円
 【うち臨時特例分※ 1,000百万円】
 (※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費)
 【うち、令和元年度補正 1,000百万円】

【単位：百万円】

予 算 事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算(案)	対 前 年 度 比
循環型社会形成推進交付金 【当初】	(9,979) ※ 9,577	(10,196) 9,613	(102.2%) 100.4%
循環型社会形成推進交付金 【補正】	1,000 ※30年度補正	1,000 ※R元年度補正	100.0%
計【補正+当初】	(10,979) 10,577	(11,196) 10,613	(102.0%) 100.3%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含む額

(国庫助成の内容)

改○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加) 【個人設置型、市町村設置型】

令和元年の浄化槽法改正を踏まえ、市町村長が自然的経済的社会的諸条件からみて浄化

槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認め、「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、新たに設置要件に含めることとする。

(助成率 1/2)

改○ 共同浄化槽設置要件の見直し【市町村設置型】

浄化槽整備区域において、市町村設置型事業で事業を進めるものを対象に、浄化槽を全戸に個別に設置するよりも集合浄化槽を設置する方が単独転換を含めた汚水処理を効率的かつ集中的に進めることができる場合に、その共同浄化槽設置について令和元年度予算より助成の対象とし、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領により、浄化槽の規模ごとに交付金上限額を定めて運用している。

令和２年度においては、この交付金上限額について、商業地域等により実居住人口から算定される計画汚水量よりも実際に排出される汚水量が多くなることが見込まれる場合において、共同浄化槽の人槽規模の特例を設定する。

(助成率 1/3、1/2)

改○ 浄化槽市町村整備促進事業の補助対象拡充【市町村設置型】

【令和元年度補正予算～】

市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加する。

(助成率 1/3)

改○ 個人設置型事業による公共浄化槽として管理される浄化槽整備への助成

【個人設置型】

令和元年には浄化槽法の改正により、「公共浄化槽」の定義が新たに設定され、その中に、個人や管理組合等が整備をした浄化槽を市町村が管理するものも含まれている。

個人設置型事業により公共浄化槽として管理される浄化槽整備については、市町村設置型事業に準じて行うことができるものとして、管理組合等が行う共同浄化槽（100 人以内）の整備（流入管を含む）を対象として助成する。

(助成率 1/3、1/2)

新〇 浄化槽整備効率化事業への助成

浄化槽の整備を推進していく上で、令和元年度より市町村整備事業を重点的に支援対象としたところであり、公共浄化槽整備推進事業の適正化のため、浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査、PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化などによるコスト縮減や経営改善の検討に資する測量・設計、各種調査等など、効率的な施設整備に必要となる費用を助成する。

(助成率 1/3)

新〇 浄化槽台帳の改修等への助成【令和元年度補正予算～】

地方公共団体（都道府県及び市町村）が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）及び既に浄化槽台帳を整備している自治体（都道府県及び市町村）が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用に対して循環型社会形成推進交付金を交付する。

(助成率 1/3)

(2) 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（浄化槽分） 1, 800百万円

〇 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御等）の導入・改修を行う。

また、建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換について地方公共団体や民間団体に補助する。

(補助率 1/2、間接補助)

(3) その他

〇 地方創生推進交付金（内閣府に計上） 1, 000億円の内数

地方版総合戦略の本格的な推進に向けた地方創生の深化のための交付金。

本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、（旧）地域再生基盤強

化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等）から再編され、平成 28 年度に創設されたもの。

2. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費（一部掲載）

新○ 浄化槽リノベーション推進事業費

80 百万円

【令和 2 年度 10 百万円、令和元年度補正 70 百万円】

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビックデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

（令和元年度補正予算において、浄化槽台帳システムのプロトタイプ作成、試験運用等を行う。作成された浄化槽台帳システムについては、環境省ホームページにて公開し、地方公共団体に無償で配布予定。）

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

370 百万円の内数

「2030 年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030 年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

3. その他

＜東日本大震災復興交付金として復興庁計上＞

○ 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽（市町村設置型・個人設置型）及び通常型浄化槽（個人設置型）の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る（令和 2 年度まで継続）

省エネ型浄化槽システム導入推進事業について

環境省は、浄化槽分野における省エネ（地球温暖化防止）を推進するため、既設の合併処理浄化槽を対象として、各種機械設備の改修や浄化槽本体の交換に要する事業経費の助成を行っています。2019年度は、次の2通りの事業を補助対象として、昨年4月から公募を開始し、11月末に募集を終了いたしました。

- ① Type1 51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、各種機械設備を最新型機器に改修する事業
- ② Type2 60人槽以上の既設合併処理浄化槽（構造基準に基づき平成12年3月までに設置されたもの）について、浄化槽本体を省エネ型浄化槽に交換する事業

今年度当県では、会員の皆様をはじめ関係各位のご協力を得まして、申請件数19件（計20基）事業費総額6,500万円余 二酸化炭素排出削減量124.5t/年の実績となり、昨年度の実績を大きく上回ることができました。

この補助事業は、18億円の予算が計上され補助要件が緩和されたうえで、来年度も継続いたしますので、来年度も多数のご応募をお待ちしております。

（お問合せ先） 本部事業部企画事業課

Tel 089-925-2661 E-mail kikakujigyoka@e-jyoukasou.com

省エネ型浄化槽システム導入推進事業

【令和2年度予算（案）1,800百万円（2,000百万円）】



浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的 既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高効率設備（高効率プロフ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 改正 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（プロフを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効率の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 民間補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
- ・ 浄化槽設備では浄化槽本体の入れ替え



- ・ 大型浄化槽の機械設備の例



（高効率プロフ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局産業環境正気推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

都道府県別汚水処理人口普及状況

資料1-1

(平成30年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	下 水 道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ ・プラント (千人)
北海道	95.5%	10	5,275	5,039	4,811	67	162	53	66	43	0
青森県	80.0%	41	1,282	1,025	776	115	134	10	42	82	0
岩手県	81.6%	35	1,241	1,013	743	104	165	41	96	28	2
宮城県	91.8%	17	2,293	2,105	1,872	69	158	39	81	38	6
秋田県	87.4%	23	993	867	650	103	114	21	68	25	0
山形県	92.6%	14	1,089	1,008	839	78	90	19	46	25	0
福島県	82.8%	34	1,829	1,515	985	120	409	40	252	118	1
茨城県	84.8%	31	2,926	2,482	1,827	159	486	13	198	275	9
栃木県	87.0%	26	1,969	1,713	1,322	86	304	6	240	58	1
群馬県	81.3%	37	1,975	1,605	1,070	124	387	24	239	124	24
埼玉県	92.2%	16	7,377	6,805	5,992	95	718	23	191	503	1
千葉県	88.6%	20	6,308	5,587	4,722	50	808	11	294	504	8
東京都	99.8%	1	13,768	13,739	13,707	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.1%	5	9,193	9,018	8,896	3	118	3	37	78	0
新潟県	87.8%	22	2,247	1,973	1,701	150	122	14	40	68	0
富山県	96.8%	8	1,059	1,026	904	88	31	1	18	11	3
石川県	94.2%	11	1,141	1,074	958	61	53	10	14	29	3
福井県	96.1%	9	782	752	628	88	36	3	26	7	0
山梨県	83.2%	33	829	689	553	15	116	8	48	60	5
長野県	98.0%	6	2,092	2,050	1,754	178	117	16	83	18	1
岐阜県	92.4%	15	2,037	1,883	1,556	115	208	9	132	67	4
静岡県	81.4%	36	3,715	3,025	2,357	30	624	15	367	242	14
愛知県	91.0%	18	7,556	6,880	5,947	154	768	23	245	501	10
三重県	85.3%	30	1,818	1,551	998	100	450	17	228	205	3
滋賀県	98.7%	3	1,419	1,401	1,280	85	35	0	13	22	0
京都府	98.2%	4	2,547	2,502	2,413	42	47	11	24	13	0
大阪府	97.9%	7	8,839	8,652	8,489	1	161	4	26	131	0
兵庫県	98.9%	2	5,554	5,491	5,174	154	101	9	64	28	62
奈良県	89.9%	19	1,358	1,221	1,095	7	118	4	34	80	1
和歌山県	65.1%	46	960	625	268	45	312	14	187	111	0
鳥取県	94.1%	12	563	530	402	96	30	5	14	12	0
島根県	80.6%	40	682	550	335	101	110	29	49	32	4
岡山県	86.9%	27	1,905	1,656	1,298	39	318	17	207	94	0
広島県	88.4%	21	2,829	2,501	2,130	53	314	14	153	146	4
山口県	87.2%	24	1,376	1,199	911	65	223	8	137	78	0
徳島県	61.8%	47	746	461	135	20	298	14	166	118	8
香川県	77.7%	43	983	764	445	16	302	13	240	49	0
愛媛県	79.2%	42	1,375	1,089	751	39	298	25	167	107	1
高知県	73.8%	45	712	526	282	22	221	13	131	78	2
福岡県	92.6%	13	5,117	4,738	4,202	56	467	56	285	125	12
佐賀県	83.8%	32	825	691	504	61	126	41	65	19	1
長崎県	80.9%	39	1,355	1,096	849	49	192	15	137	40	5
熊本県	87.0%	25	1,772	1,541	1,214	72	255	31	175	49	0
大分県	76.9%	44	1,154	887	590	34	263	12	170	81	1
宮崎県	85.9%	29	1,097	943	656	49	238	17	185	36	0
鹿児島県	81.1%	38	1,631	1,322	689	41	587	46	413	127	5
沖縄県	86.1%	28	1,470	1,266	1,059	68	140	13	5	122	0
全国計	91.4%		127,062	116,077	100,741	3,371	11,761	833	6,108	4,820	204

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が含まないことがある。

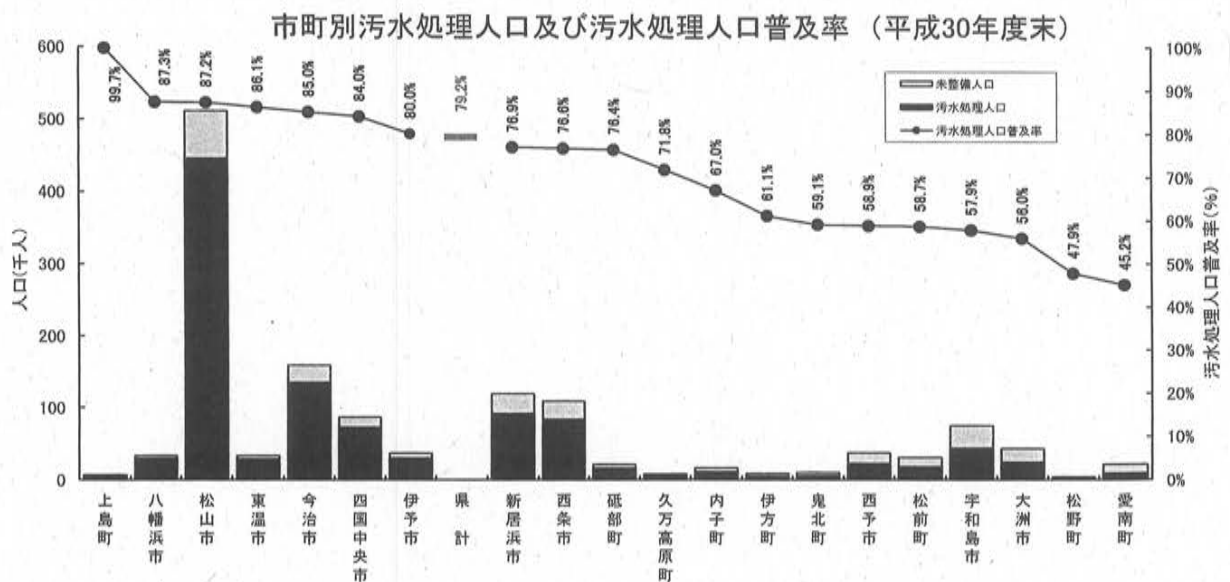
2. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。

3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

県内市町污水处理人口普及率（平成30年度末）

平成31年3月31日現在

市町名	住民基本台帳登録人口	下水道	農業集落排水処理施設	漁業集落排水処理施設	簡易排水処理施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽	污水处理人口合計	污水处理人口普及率(%)
松山市	511,649	322,460	224				123,386	446,070	87.2%
今治市	159,290	101,688	14,029	599		170	18,893	135,379	85.0%
宇和島市	75,143	16,662		840			25,977	43,479	57.9%
八幡浜市	33,519	25,246		514			3,491	29,251	87.3%
新居浜市	119,281	75,349					16,431	91,780	76.9%
西条市	109,235	63,824					19,897	83,721	76.6%
大洲市	43,120	7,455	968				15,715	24,138	56.0%
伊予市	37,177	18,921	2,160		32		8,628	29,741	80.0%
四国中央市	87,005	55,012				405	17,667	73,084	84.0%
西予市	37,717	9,506	8,618				4,077	22,201	58.9%
東温市	33,494	22,069	2,362				4,408	28,839	86.1%
上島町	6,814	5,177	1,088			161	368	6,794	99.7%
久万高原町	8,234	3,047	1,666				1,199	5,912	71.8%
松前町	30,814	9,399					8,692	18,091	58.7%
砥部町	21,111	6,279	367				9,483	16,129	76.4%
内子町	16,548	5,076					6,018	11,094	67.0%
伊方町	9,265	3,888		774		52	951	5,665	61.1%
松野町	3,932						1,882	1,882	47.9%
鬼北町	10,304		2,266				3,824	6,090	59.1%
愛南町	21,296		1,574	804			7,248	9,626	45.2%
合計	1,374,948	751,058	35,322	3,531	32	788	298,235	1,088,966	79.2%



全国浄化槽推進市町村協議会(全浄協)登録合併処理浄化槽一覧表

【(公社)愛媛県浄化槽協会製造販売業者登録分】

製 造 企 業 名		浄 化 槽 の 名 称		型式認定番号	認定年月日	登録番号	登録年月日	登録有効期限
フジクリーン工業㈱	フジクリーン	(窒素除去型)	C E N型	5-16K-H-004~2	H28. 10. 1	2650402	H24. 3. 1	R7. 2. 28
		(窒素除去型)	C A型	5-19K-H-007~2	H27. 1. 22	2810401	H27. 2. 26	R5. 2. 25
		(窒素除去型)	C E N e c o型	5-19K-H-008~2	H27. 1. 22	2820401	H27. 2. 26	R5. 2. 25
		(窒素・リン除去型)	C R X -Ⅱ型	5-16-H-007~2	H28. 10. 13	2870101	H28. 10. 27	R6. 10. 26
		(窒素除去型)	C E N D型	5-19-H-011	R1. 10. 25	2980000	R1. 12. 19	R4. 12. 18
		(窒素除去型)	C E N D e c o型	5-19-H-012	R1. 10. 29	2990000	R1. 12. 19	R4. 12. 18
㈱ハウステック		(窒素除去型)	K B RⅠ型	3-15K-H-005~2	H27. 10. 1	2220903	H17. 12. 16	R5. 12. 15
		(窒素除去型)	K G R N型	3-17K-H-008~2	H29. 10. 1	2440902	H20. 4. 18	R3. 4. 17
		(窒素除去型)	K T G型	3-19K-H-003~1	H26. 12. 10	2800501	H26. 12. 11	R4. 12. 10
		(窒素除去型)	K T G-S型	3-19K-H-003-2~3				
		(窒素除去型)	K R S - A ・ B型	3-19-H-003~3	R1. 12. 6	3000000	R2. 2. 27	R5. 2. 26
㈱西原ネオ	ネオ浄化そう	(窒素除去型)	M C B 2 α型	3-17K-H-002~2	H29. 10. 1	1551404	H10. 12. 18	R3. 12. 17
		(窒素除去型)	C N Z型	3-17K-H-003~2	H29. 10. 1	2740401	H25. 2. 28	R3. 2. 27
		(窒素除去型)	C N ZⅡ型	3-19-H-002~2	H31. 2. 18	2910100	H31. 4. 25	R4. 4. 24
アムズ㈱	アムズ	(窒素除去型)	C X P型	4-17K-1E-001~2	H29. 10. 1	1440604	H10. 4. 14	R3. 4. 13
		(窒素除去型)	C X F型	4-18K-H-003~2	H30. 10. 1	2570302	H21. 10. 23	R4. 10. 22
		(窒素除去型)	C X N2型	4-18K-H-004~2	H30. 10. 1	2630302	H22. 8. 26	R3. 8. 25
		(窒素除去型)	A X Z型	4-17K-H-004~2	H29. 10. 1	2770301	H25. 10. 24	R3. 10. 23
		(窒素除去型)	A X ZⅡ型	4-19-H-001~2	H31. 3. 6	2920100	H31. 4. 25	R4. 4. 24
㈱ダイキアキシス	ダイキ浄化槽	(窒素除去型)	X E型	8-18-H-001(13)-2~3	H30. 3. 28	2670202	H24. 4. 26	R3. 4. 25
			X E - F型	8-18-H-002(13)-1				
	ダイキディスボーズ対応型浄化槽	(窒素除去型)	X C型	8-16K-H-001~1	H28. 10. 1	2680202	H24. 6. 22/ H25. 2. 28	R3. 6. 21
		(窒素除去型)	X C-N型	8-16K-H-001-2				
		(窒素除去型)	D S J型	8-17K-H-001(15K)3~5	H29. 10. 16	2860101	H28. 2. 25	R4. 2. 24
		(窒素・リン除去型)	X F型	8-19-H-001-1~2	H31. 1. 31	2890000	H31. 2. 28	R4. 2. 27
		(窒素除去型)	X H型	8-19-H-002~1 8-19-H-003	H31. 4. 17	2960000	R1. 5. 27	R4. 5. 26
積水ホームテクノ㈱	セキスイ小型合併処理浄化槽	(窒素除去型)	S G C N型	6-17K-H-005~2	H29. 10. 1	2470502	H20. 8. 22	R3. 8. 21
		(窒素除去型)	S G C XⅡ型	6-19K-H-007~1	H27. 6. 8	2830201	H27. 6. 26	R5. 6. 25
前澤化成工業㈱		(窒素除去型)	V R C N型	3-16K-H-008~2	H28. 10. 1	2710101	H24. 8. 23	R2. 8. 22
大栄産業㈱		(窒素除去型)	F C E型	5-18-H-001~1	H30. 5. 22	2660402	H24. 4. 26	R3. 4. 25
				5-18-H-002				
		(窒素除去型)	F D R型	5-16K-H-001	H28. 10. 1	2690302	H24. 6. 22/ H25. 2. 28	R3. 6. 21
				5-16K-H-001-1~2				
		(窒素・リン除去型)	F D P型	5-19-H-001~2	H31. 1. 29	2900100	H31. 2. 28	R4. 2. 27
㈱クボタ		(窒素除去型)	F C H型	5-19-H-007~1 5-19-H-008	H31. 4. 10	2970100	R1. 5. 27	R4. 5. 26
		(窒素除去型)	K J型	6-17K-H-003~2	H29. 10. 1	2460503	H20. 8. 22	R4. 8. 21
		(窒素除去型)	K X F型	6-16K-H-001~2	H28. 10. 1	2700301	H24. 6. 28	R2. 6. 27
		(窒素除去型)	K Z型	6-17K-H-004~2	H29. 10. 1	2730401	H24. 10. 25	R2. 10. 24
		(窒素除去型)	K ZⅡ型	6-18-H-002~2	H30. 12. 6	2880100	H30. 12. 20	R3. 12. 19
ニッコー㈱	ニッコー小規模浄化槽	(窒素除去型)	H SⅡ型	6-17K-1E-001~2	H29. 10. 1	2750301	H25. 8. 22	R3. 8. 21
		(窒素除去型)	浄化王型	4-15K-H-006~2	H27. 10. 1	2490503	H20. 10. 24	R6. 10. 23
		(窒素除去型)	浄化王X型	4-15K-H-008~2	H27. 10. 1	2500503	H20. 10. 24	R6. 10. 23
	ニッコー小規模浄化槽	(窒素除去型)	浄化王N E X T型	4-17K-H-008~1	H29. 10. 1	2760301	H25. 10. 24	R3. 10. 23

管理・清掃部会員と検査員との意見交換会を開催

現場に即した維持管理技術の向上を図るため、管理・清掃部会員（現場従事者等）と検査員との意見交換会を各支部で実施しました。

今年度の意見交換会は、6月に浄化槽法の一部を改正する法律が公布（施行日は令和2年4月1日）されたことにより、その内容について概略図を用いて説明した後、各グループに分かれて意見交換を行いました。

（各支部ごとの主な内容は次頁に掲載）



開催状況

支部名	開催日時	開催場所	出席者数	協会
四国中央	11月26日（火） 15：00～16：55	ホテルグランフォーレ	16	7
新居浜	11月19日（火） 14：20～15：50	新居浜ウイメンズプラザ	31	7
西条	10月25日（金） 15：30～16：40	西条市地域創生センター	25	10
今治	11月15日（金） 15：30～17：05	今治地域地場産業振興センター	23	10
松山	11月5日（火） 15：35～16：50	松山市総合コミュニティーセンター	44	13
大洲喜多	9月27日（金） 16：00～17：40	ウエストリバー	27	7
八幡浜	10月4日（金） 15：00～16：45	保内町中央公民館	19	7
西予	9月20日（金） 15：30～16：50	下宇和公民館	19	10
宇和島	10月21日（月） 14：30～16：50	きさいや広場 市民ギャラリー	15	8
合計			219	79

意見交換に出された主な内容

支部名	内 容
四国中央	Qあるメーカーの担体は摩耗し難いことを宣伝していたのに、実際は摩耗や劣化による流出が見受けられることがある。このため浄化槽メーカーには部材の改良や新しい担体の開発をお願いしたい。 A協会は全浄協（浄化槽行政を担う市町村等から成る全国団体）の登録浄化槽制度（環境省の定める国庫補助指針に適合する浄化槽を全浄協が審査し登録する制度）の一環として浄化槽の実地調査を受託しており、その調査において不備が認められた場合はその旨報告することにより製品改良への協力を行っている。 Q消毒剤の消失で指摘を受ける現場があるため、何か良い対策はないか。 A葉筒の大きさに適した薬剤を補充する。また、葉筒の開口部を調整できるタイプに交換することも考えられる。 Q法定検査の実施日を各業者に事前通知することは可能か。 A今年度の11条検査の実施計画は4,400基/年・四国中央市であることからその基数を各業者へ事前に連絡することは難しいとご理解いただきたい。 Q浄化槽法の改正では、問題のある既存単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、知事が合併転換等の助言・指導・命令を行うことができる規定を設けるようであるが、実際に単独を使用しているのは高齢者が多いように思われるため、仮にそのような方が使用している浄化槽が「特定既存単独処理浄化槽」と判断されたとしても経済上の理由により対応ができるのか疑問である。 ※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全および公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの A環境省は「特定既存単独処理浄化槽」と判断するために必要な指針やチェックシートを作成しているところであり、その中で合併への転換か修理による対応が適当であるのか具体的な事例を示す予定である。 Q四国中央市では新規の下水工事を行っていないため、今回の法改正を機に合併処理浄化槽の普及促進に向けて行政に協力していかなければならないと思う。 Aこの浄化槽法改正は、昨今の浄化槽行政の課題について解決していくための方向性を示しているが、日ごろから単独を使用している浄化槽管理者に接している協会の関係者が自主的な転換を勧めることも重要だと思われる。
新居浜	Q単独処理浄化槽で漏水など修理・埋め替えが必要な現場で、浄化槽管理者の理解が得られず最終的に保守点検契約を切らざるを得ない事例がある。このようなケースにおいては検査員に来てもらって説明してもらうことは可能か。 A浄化槽法の改正では、問題のある既存単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、知事が合併転換等の助言・指導・命令を行うことができる規定が設けられているため、このケースでは法施行後における行政の立入検査が効果的であると思われる。 Qコンパクト型浄化槽の水質は悪いイメージがあるが、法定検査の結果から見てどうなのか。 A型式によっては透視度が良好から外れる傾向にあるが、BOD値を見てみると放流水質の基準値内に収まっているものが多数となっている。

新居浜	Q法定検査で多い「不適正」の内容はどのようなものか。 A「送風機の停止による水質悪化」と「消毒剤の消失」である。 Q単独を含めた法定検査受検率は全国で約40%とのことだが、愛媛県はどのくらいなのか。 A愛媛県は約36%であるが合併処理浄化槽に限定すると73%ほどになる。合併の場合、検査案内は行っているが常時の使用がなく検査の対象とならなかったり、拒否をされたりすることでこのような受検率となっている。 Q法定検査において、コンパクト型浄化槽の担体が流出していたり、その充填量が不足していた場合、どのような判断になるのか。 A放流水質等を勘案し、担体の槽外への流出や担体自体が摩耗して小さくなるのが原因で水質が悪化している場合は指摘している。なお、状況が軽微なものについては、アドバイス程度にとどめている。 Q（保守⇔保守）10人槽以下に設置される放流ポンプのフロートについて不備があった場合、どのように対応しているのか。 A（保守）昔は修理をしていたが、メーカーから一度分解すると防水性能が落ちるとアドバイスを受けたため、消耗品としてフロートごと交換している。 Q法定検査の実施月が前年度と違うことがあるようだが、実施月は固定することはできないのか。 A前年度が11条の場合、検査計画において検査月が1か月ほど変わることがあり、前年度が7条検査の場合は実施月が3か月ほど変わることがある。これは、当該年度の検査員の人員配置や検査の進捗状況等によって変わるためであるが、浄化槽管理者の希望があれば検査月の固定は可能である。 Q法定検査を受検していない現場は保守点検や清掃を実施していない場合が多いように思われるため、協会として行政に未受検者指導の強化を申し入れしてもらいたい。また、受検の際には点検、清掃の未実施に対して指摘してもらいたい。 A行政による法定検査の未受検者に対する指導は、当協会の報告により対応してもらっている。保守点検、清掃が実施されていない場合は、浄化槽の機能が十分に発揮されていないことが多く、近所からの苦情により行政の担当者と当協会職員が一緒に説明に行くことが多い。
西条	Q法定検査の結果について保守点検業者に報告をしてもらえないか。 A検査結果の開示についてはまだルールが決まっていないため、今後の課題としたい。 Q今後の法定検査の方針として、単独処理浄化槽を積極的に検査して不備の指摘や合併処理浄化槽への転換を推進してもらいたい。 A浄化槽設置基数や検査対象基数等を踏まえて、令和2年度からスタートする「法定検査実施5か年計画」を策定しており、その中に単独の方針も盛り込む予定である。 Q検査員にとって、浄化槽本体の修理や清掃作業の様子を見ることは図面や維持管理要領書等では分からない気づきがあると思うのだが、このような立会いの仕組みを考えてみてはどうか。 A過去に清掃作業や修理に立ち会ったことがあり色々な気づきがあった。仕組みについては検査員が日常的に関連業者とやり取りを行っているため、その中で該当するものに立ち会うこととしたい。

西条	Q（保守⇔保守）使用頻度がほとんどない浄化槽の保守点検回数については、環境省令でいう「通常の使用状態」に当たらないことから同省令に基づく保守点検の回数を実施しなくても良いと考えるが、このようなケースにおいて点検回数や料金はどのようにしているのか。 A（保守）環境省令でいう「通常の使用状態」から外れる場合においても、放流水の水質等を調べ異常や故障を早期に発見し予防的措置を講ずるために必要な回数は使用状態により変わってくるため、当社としては10人槽以下の合併処理浄化槽については、4か月に1回（年3回）として省令に規定されている回数を実施している。なお、点検料金については浄化槽管理者と個別に相談している。 Q（保守⇔保守）浄化槽管理者に薬の服用を聞き取る場合、どの程度まで聞いているのか。 A（保守）積極的には聞かないようにしている。服薬等の健康面についてはプライベートのことであり聞きにくいところもあるし、聞いたことによりトラブルになった事例もある。 Q年1回の清掃が実施されていない場合は、放流水質の数値に関わりなく「不適正」と判定してもらいたい。 A放流水質に問題がない場合は「不適正」とはならないが、浄化槽管理者に交付する結果書には「年1回の清掃が義務付けられています。保守点検業者及び清掃業者にご相談下さい。」の一文を記載することにより清掃の必要性をお伝えしている。 Q維持管理におけるパソコンやタブレットを利用したシステム等について、県内において統一した仕様の導入に向けての勉強会を立ち上げてもらいたい。 A今回の法改正に浄化槽台帳の整備が盛り込まれ、環境省が統一的な基盤を作成することになっているため、その具体的な内容や流れをみて対応したい。
今治	Q法定検査では10人槽以下の合併処理浄化槽の場合、1日に何基くらい実施しているのか。 A12、13基は実施している。 Q適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が実施されていない浄化槽管理者に対する行政の指導状況はどのようなになっているのか。 A行政による法定検査の未受検者に対する指導は、当協会の報告により対応してもらっている。保守点検、清掃が実施されていない場合は、浄化槽の機能が十分に発揮されていないことが多く、近所からの苦情により行政の担当者と当協会職員と一緒に説明に行くことが多い。 Q今治市「合併処理浄化槽維持管理費補助金制度」について、浄化槽管理者から説明を求められることが多いため、制度の概要を示したパンフレットを作成して欲しい。 A当補助金制度のパンフレットは今治市が作成しているものしかないが、補助金制度の基本となる「適正な維持管理」についての普及啓発用資料は今治支部に準備している。 Q浄化槽法の改正における使用休止の判断は誰が行うのか。 A途中経過ではあるが休止届出が必要となりえる休止期間の標準的な目安は「1年以上」となっており、浄化槽使用者の使用様態に応じて行政が受理の判断をすることになる。なお、休止届には清掃（全量引き出し）が必要であることも条件として検討されている。 Q法定検査の実施日が前回より1か月前後ずれている場合があるが、どのような基準で検査計画を立てているのか。 A計画は公共施設や補助・未補助等を月単位及び地域などの面単位で組み立てており、その調

今治	整のために前回の実施月より前倒しする場合がある。また、浄化槽管理者の都合による延期や日程等の変更により検査時期がずれる場合もある。 Q新しく浄化槽を設置した管理者から法定検査に関する質問をされることがある。協会として新設管理者にどのような説明をしているのか。 A新設管理者には浄化槽の設置届出の際、法定検査を含めた維持管理に関するパンフレットをお渡ししている。また、7条検査においては対面による説明を実施しており、不在等の場合はパンフレットを活用している。
松山	Q（協会⇔保守）通常の使用状態から外れる浄化槽についてはどのように取り扱っているのか。 A（保守）浄化槽管理者が高齢で施設に入所した場合であれば、本人と連絡が取れば休止的な扱いとし、一定期間連絡が取れなければ解約を検討するようにしている。また、別荘的な使用の場合は点検回数や料金を考慮することで対応している。 Q漏水が認められる単独処理浄化槽は「特定既存単独処理浄化槽」と判断される可能性があるようだが、漏水に対する措置は修理が可能であれば修理を選択してもよいのか。それとも合併処理浄化槽への転換を選択すればよいのか。 A環境省は「特定既存単独処理浄化槽」と判断するために必要な指針やチェックシートを作成しているところであるが、仮に「特定既存単独処理浄化槽」と判断されても条件によっては修理は可能である。ただし、修理したとしても単独は生活雑排水の未処理や処理性能の低さから環境への負荷が生じることになる。また、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して、再度「特定既存単独処理浄化槽」に該当する恐れも高まる。このようなことから「特定既存単独処理浄化槽」に該当しない場合においても合併処理浄化槽への自主的な転換を進めていくことが重要だと思われる。 Q専用住宅から店舗に用途が変更となった場合、法定検査ではどのように対応しているのか。 A7条検査において用途変更が認められた場合は、協会内に設置している「検査対策委員会」に報告し審議することとしている。11検査では用途変更により放流水質が悪化していることが明らかであれば「不適正」と判定し行政へ報告している。 Q浄化槽の使用がほとんどなく保守点検を休止している現場について、法定検査ではどのような対応となるのか。 A1年を通じて使用がないようであれば検査の「対象外」としている。なお、検査案内は継続的に行うこととしており、使用が再開された場合には検査の対象となる。 Q法定検査の印象が薄いのではないかと感じる。浄化槽管理者から「この前県の人が来た」と言われることはあっても、「法定検査」や「愛媛県浄化槽協会」という言葉を聞いたことがない。 A協会としては浄化槽管理者に接する機会は非常に限られていることから、PRは浄化槽の設置届出時に協会名の入った浄化槽の門票、ファイルホルダー及びパンフレットを支部からお渡ししている。また、7条、11条検査では協会名の上に「愛媛県知事指定検査実施機関」を記載して検査日の案内や水質検査の結果を郵送している。 Q郵便はがきによる法定検査実施日の案内は行っているが、浄化槽管理者と連絡が取れず検査についての承諾が得られない場合、どのような対応をとっているのか。

松山	A 基本的には前日までに電話をして承諾を得ているが、連絡がつかず当日も不在の場合は延期している。なお、現地には検査申込用のはがきを置いて帰ったり、後日郵便はがきによる再案内を行ったり、検査漏れにつながらないようにフォローしている。 Q 無管理の台帳はあるのか。 A 台帳ではないが、電子データとして法定検査の履歴を格納しているため、その情報をもとに無管理分を集約することは可能である。 Q 新しく設置された浄化槽の最初の保守点検時に7条検査について説明したいため、その内容を記したパンフレットを作成してもらいたい。 A 当該パンフレットは作成しており、本部・支部においてお渡しすることは可能である。
大洲 喜多	Q (保守⇔保守) 消毒剤の消失や送風機の停止について有効な対策はないか。 A (保守) 消毒剤については、保守点検の作業終了後のチェックにおいて補充忘れがないか確認することが対策として有効である。また、送風機については消耗備品(ダイヤフラム・弁など)の交換を早めを実施し、初期性能の維持や機器の他の部分への故障の波及を防ぐことが重要だと思われる。 Q 建築物の使用状況(例:専用住宅7人槽を1人で使用)により JISの算定基準による人槽では実情に添わない場合があり、そのような設置者からは不満の声が上がることもある。法定検査ではどのような説明をしているのか。 A 基本的には人槽の算定方法について説明をしているが、専用住宅であれば愛媛県では JISの算定基準より要件が緩和されていることを補足として説明している。 Q 管理士が複数台ある送風機の切り替えや逆洗の運転モードをあえて「手動」としていたものを法定検査において「自動」に切り替えたり、循環バルブ等の設定値を変更したりして、そのまま帰ることがあるので注意してもらいたい。 A 検査員が現場で使用(記入)する野帳には、検査終了後に確認するチェック項目があり、その中に「スイッチ及びバルブ等の現状復帰」があるため、検査員には再度徹底させることとしたい。 Q 浄化槽管理者が技術上の基準に従って保守点検や清掃を実施しないことに起因する罰則の適用を聞いたことがない。1件でも罰則を受けることがあれば浄化槽管理者の意識が大きく変わり浄化槽に関心を持つのではないか。 A 行政としても改善・措置命令の行政処分はハードルが高いため、慎重にならざるを得ないのではないか。 Q (協会⇔保守) 保守点検の現場においてインターネット回線を利用したタブレット/システムの活用状況について伺いたい。 A (保守) まだ導入していない。若い人は使いこなせるかもしれないが、年齢が高い人からは否定的な意見が多いように思われる。また、山間部など通信エリアから外れる場合があるなど物理的な制限も導入のハードルとなっている。 Q 清掃の内容に特化した意見交換会を開催してもらいたい。 A 今回実施した各班に分かれての意見交換会は、班分けを各業種混成としていたため、次回は清掃業者のみで班を作ることで対応したい。

八幡浜	Q 浄化槽設置届出書に放流同意書を添付することはなくなっているが、このことから処理水の放流についてはどこにも了解を得る必要はないと解釈してよいのか。 A 浄化槽設置届出書には放流同意書の添付は必要ないが、一部の市町で事前協議に同意書が必要なケースもある。居住後の事も考えると地域の方と事前に協議をすることは必要である。 Q 浄化槽管理士の資格を取得するためには県外で講習を受講しなければならない、費用負担も相応にかかることから、県内において講習会を開催することはできないか。 A 各講習会の開催については当協会の事業計画にも関連するため、受講者数の見込みや地域事情の諸条件を考慮して委員会において協議している。 Q 浄化槽法の改正に伴う使用休止について、どの位使用していないものが対象となるのか。また、証明書類を含めた届出の作成はどのようになるのか。 A 途中経過ではあるが、休止届出が必要となりえる休止期間の標準的な目安は「1年以上」であり、証明書類は清掃の記録を添付する案が出されている。 Q この使用休止の扱いを受ける条件として清掃（全量引き出し）が必要になるようだが、何年も使用がなく清掃直後と同じ状態のものでも清掃しなければならないのか。 A こまかな取扱いについては、今後の省令やガイドライン等において示される予定である。 Q（保守⇔保守）単独処理浄化槽が漏水した場合、浄化槽管理者に対し修理と合併処理浄化槽への転換のどちらを勧めているのか。 A（保守）合併への転換が筋ではあると思うが、浄化槽管理者が高齢の場合、経済上の理由により転換を勧めることが難しい場合がある。 Q 担体流動タイプの浄化槽（特定の型式）は担体が摩耗し小さくなり、スリットが詰まったり流出したりすることがあるため、メーカーの負担において対応してもらえないか。 A 維持管理要領書によると新しい担体を購入して補充や交換をする対応となっている。
西予	Q（清掃⇔保守）通常の使用がある浄化槽において送風機が停止（故障）していた場合、汲み取りをしなくてはならないのか。また、保守点検業者が対応してどの位で臭気や処理機能が改善されるのか。 A（保守）しなくてよい。シーディングを実施して送風機を稼働させれば1日も経てば臭気は大幅に軽減されていることが多い。また、処理機能は送風機の停止した期間にもよるが、1週間くらいで立ち上がっているように思われる。 Q（参加者⇔参加者）夏場の暑さ対策として「空調服」（ファン付き作業服）を使用しているか。また、使用している場合はその効果等について聞きたい。 A（協会）今夏より全検査員が使用している。なお空調服の「快適性」や「使い勝手」に関するアンケートを実施しており、「快適性」においては全員が「快適性が非常に向上する」または「向上する」との結果となった。また、暑さによる体力の消耗についても88%が「非常に抑えられる」または「抑えられる」との結果となった。「使い勝手」においては、車の運転時にファンやバッテリー位置が「少し気になる」が73%、ファンの作動音が「少し気になる」が61%であった。 A（清掃）以前、水冷式の作業着を購入したが、水を入れるボトルやバッテリーの重量が重くシステムの駆動時間についても気になることがあったため使用を中止した。

西予	Qトイレ掃除用ペーパーの使い過ぎで、ろ材等が目詰まりする現場がある。何か良い対策はないか。 A各メーカーからトイレ掃除用ペーパーは発売されているが、ものによっては槽内で繊維が絡まり固まりとなって清掃作業に支障が生じている事例も報告されている。このようなことから先ずは浄化槽管理者に状況を説明して対応してもらうことが一番の対策ではないか。 Qモアコンパクト型は槽内配管が多すぎてサクションホースが入りづらいのでなんとかならないか。 Aコンパクト型浄化槽の普及は、小容量化による設置の省スペース化や、単独処理浄化槽からの転換を促進できるといったメリットがあるが、現場における作業が煩雑になる等のデメリットも報告されている。浄化槽はコンパクト型に限らず日本建築センターによる性能評価試験をクリアして製品化されており、構造に関して協会が指示できるものではないが、協会は全浄協（浄化槽行政を担う市町村等から成る全国団体）の登録浄化槽制度（環境省の定める国庫補助指針に適合する浄化槽を全浄協が審査し登録する制度）の一環として浄化槽の実地調査を受託しており、その調査において不備が認められた場合はその旨報告することにより製品改良への協力を行っている。 Q特定の型式に設置されている間欠定量ポンプについて、保守点検毎に洗浄しても頻繁に閉塞してしまうため何か良い対策はないか。 A調査研究という形で、原因究明等に協力することは可能である。 Q保守点検時にバルブの設定を行い循環比を調整しているため、法定検査の時にバルブを触ってバランスを崩してほしくない。 A検査員が現場で使用（記入）する野帳には、検査終了後に確認するチェック項目があり、その中に「スイッチ及びバルブ等の現状復帰」があるため、検査員には再度徹底させることとしたい。
宇和島	Q「消毒剤の消失」の原因としてはどのような事が考えられるのか。 A水温が高い時期は消毒剤の消費が早い傾向にある。また、農繁期に放流先の水路から逆流して消費する現場もあるため、薬筒の底を加工して接触面を調整する方法等が有効である。 Q単独処理浄化槽は無管理が多いように思われるが、何か対策をとっているのか。 A適正な維持管理が実施されていない浄化槽管理者への指導は、行政の対応が基本となる。なお、愛南町では維持管理の必要性についてケーブルテレビのCM枠等で周知してもらえるよう行政にお願いしている。協会としては今後も行政への協力や連携を強化していきたい。 Q（保守、清掃⇄保守、清掃）清掃実施済シールの貼り忘れ等はないか。 A（清掃）基本的には貼るようにしているが、意図的に貼らなかった事例があり、それはシールの情報から他社に営業をかけられたことがあり、それを防ぐための対応である。 Q老人ホーム等の使用水量が多い施設において、流量調整機能がない浄化槽が設置されている場合、流入ピーク時に排水が追いつかず槽内が冠水状態となり消毒剤がすぐに無くなる施設がある。このようなケースはどのような対応をすれば良いか。 A浄化槽管理者には、浴槽や洗濯機が複数ある場合、時間差を設けて排水してもらえようをお願いし、浄化槽の設備では薬筒のスリットを調整して消費量を少なくする方法が考えられる。

Q（参加者⇄参加者）コンパクト型浄化槽について思うところはないか。

A（参加者）保守点検や清掃作業は構造例示型に比べて複雑になっているが、槽本体が小さくなったことにより施工性は向上しており、単独から合併への転換も容易になっている。

Q要綱にもとづく各種月報について、電子情報（データ）での提出を可能にしてもらいたい。

A現状では一部の業者から電子情報にて提出してもらっているが、そのデータは支部において紙に出力することにより行政に提出していることから、このような状況を留意して頂きたい。

Q当社では法定検査において指摘がある場合、現地から連絡をもらえるよう要望しており、迅速な対応を心掛けているため今後も同じようをお願いしたい。

A現場からの連絡を継続したい。

役員研修会を開催 ～(公社)北海道浄化槽協会～

先進県における組織運営及び法定検査の実施率向上施策、法定検査の未受検者対策等について、また、合併処理浄化槽への転換を含む浄化槽の普及啓発の取り組み等について、相互の意見交換を行い、今後の協会事業の推進や公益法人の組織運営の参考とする目的で下記のとおり実施いたしました。

1. 日 時 令和元年11月11日（月）
9：30 ～ 11：00

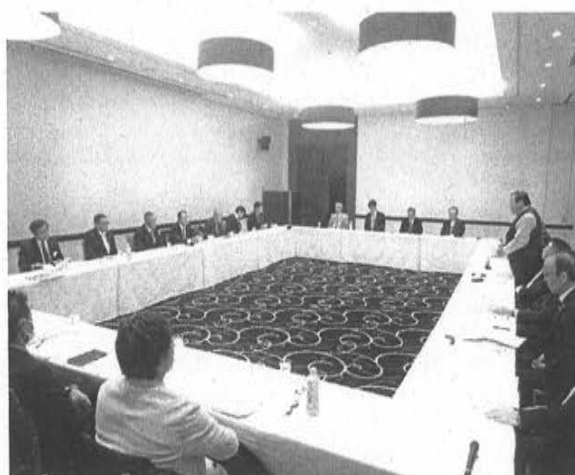
2. 場 所 メルキュールホテル札幌

3. 研修内容

- (1) 組織運営全般について
- (2) 浄化槽の普及啓発活動について
- (3) 11条検査実施率向上施策について
- (4) 行政機関等との災害時協力協定について

4. 出席者

（公社）北海道浄化槽協会 丹羽 会長 他 7名
（公社）愛媛県浄化槽協会 寺井 会長 他 15名



役員研修会の様子

大変、有意義な意見交換ができました。

（公社）北海道浄化槽協会の皆様、ありがとうございました。



「令和元年度 浄化槽技術研修会」を開催



令和2年2月18日(火)に、松山市総合コミュニティセンター大会議室において「令和元年度 浄化槽技術研修会」が開催され、会員・行政機関等から154名が参加しました。

この研修会は、浄化槽に係る最新情報を会員に提供し、適正な施工や維持管理技術のより一層の向上を図ることを目的として、平成11年度から毎年開催しています。

今年度は、令和2年4月1日から浄化槽法が一部改正されることから、環境省浄化槽推進室長 松田尚之様から「改正浄化槽法について」、また、全浄連 常務事業部長 昇 広文様から昨年に引き続き、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）」について、講演をいただきました。

☆出席者の内訳☆

支部名	出席者
四国中央	6
新居浜	7
西 条	9
今 治	12
松 山	51
大洲喜多	11
八幡浜	2
西 予	14
宇和島	6
行政機関	23
役職員	13
合 計	154



研修会の様子

松田様の講演では、浄化槽法が改正に至るまでの背景、浄化槽行政の方向性及び浄化槽に関する環境省予算について講演が行われました。

昇様の講演では、今年度から当協会が受付業務を受託している二酸化炭素排出抑制事業費等補助金の概要及び今年度の申請状況について講演が行われました。

どちらも浄化槽に関する最新の知見を得ることができ、大変有意義な研修会となりました。



講師：環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 松田 尚之 氏



講師：一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
常務事業部長
昇 広文 氏

環境学習を実施

平成25年度からの継続事業である「環境学習」を、県下各小中学校等において開催いたしました。

今年度は18校(前期7校)の小・中学校と3つ(前期2つ)のイベントにおいて開催し、延べ819名の子どもたちに対して、家庭で使われた水がどのように川に流され、自然に戻るか等、水環境に関する知識や水の大切さを座学講座、体験型学習に関する知識や水の大切さを座学講座、体験型学習を通じて理解し、体験してもらいました。

来年度もこれまで以上に水環境について学んでもらいたいと思っています。

(令和元年9月1日から令和2年3月31日分)

No.	授業実施日	学校・イベント名	対象	人数
1	令和元年9月30日(月)	大洲市立新谷小学校	5年生(2クラス)	43名
2	令和元年10月1日(火)	大洲市立喜多小学校	4年生(3クラス)	92名
3	令和元年10月3日(木)	宇和島市立遊子小学校	5・6年生	12名
4	令和元年10月7日(月)	愛南町立平城小学校	5年生(2クラス)	52名
5	令和元年10月7日(月)	愛南町立一本松小学校	5年生	7名
6	令和元年10月8日(火)	愛南町立内海中学校	1～3年生	13名
7	令和元年10月8日(火)	愛南町立家串小学校	3～6年生	20名
8	令和元年10月24日(木)	宇和島市立蔭淵小学校	1～6年生	9名
9	令和元年11月27日(水)	愛南町立緑小学校	5～6年生	10名
10	令和2年1月27日(月)	伊予市立北山崎小学校	5年生(2クラス)	47名
11	令和2年2月12日(水)	内子町環境子ども会議	内子町内在住の 4～6年生	24名
12	令和2年2月20日(木)	松山市立高浜小学校	5年生(2クラス)	46名

体験型学習での授業風景





(前号より続く)

令和元年

- | | |
|---|---|
| 9月5日 令和元年度中国・四国ブロック合同推進員
～6日 研修会 (於 島根県) | 10月8日 中予浄化槽管理協同組合第34回研修部研修
会 (於 松山市総合コミュニティセンター) |
| 9月6日 消防避難訓練・相談員会・総務部職員会・
検査員会・職員全体会 | " 地域センターセミナー及び令和元年度第2
回全国連絡調整会議 (於 東京都) |
| 9月19日 全浄連第4回機能保証制度委員会
(於 東京都) | 10月9日 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する
講習会 (於 リジェール松山) |
| " 令和元年度浄化槽法指定検査機関四国地区
～20日 協議会検査員研修会 (於 高知県) | " 第33回全国浄化槽技術研究集会
～10日 (於 秋田県) |
| 9月20日 西予支部実施研修会 (於 下宇和公民館) | 10月10日 新居浜市出前講座 (地球温暖化)
(於 中萩公民館) |
| " 西予支部管理・清掃部会員と検査員との意
見交換会 (") | 10月15日 伊方町訪問 (八幡浜支部浄化槽普及啓発活動) |
| 9月21日 中予浄化槽管理協同組合青年部研修会
(於 中予浄化槽管理協同組合) | 10月16日 第4回指導委員会 |
| 9月24日 令和元年度管理部会長会 | 10月17日 八幡浜市訪問 (八幡浜支部浄化槽普及啓発活動) |
| 9月27日 大洲喜多支部管理・清掃部会員と検査員と
の意見交換会 (於 ウエストリバー) | 10月19日 第39回三瓶町文化祭
" (於 西予市三瓶公民館) |
| 9月30日 大洲市立新谷小学校環境学習 | みんなの生活展2019 (於 松山市大街道) |
| " 第1回検査対策委員会 | 10月20日 きなはいや吉田三万石2019
(於 吉田公民館・吉田伊達広場) |
| 10月1日 大洲市立喜多小学校環境学習 | 10月21日 宇和島支部管理・清掃部会員と検査員と
の意見交換会 (於 きさいや広場) |
| " 松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会令和
元年度第1回ワーキング | 10月24日 宇和島市立蔭淵小学校環境学習 |
| " 全浄連第33回全国浄化槽大会
(於 東京都) | 10月25日 西条支部実施研修会
(於 西条市地域創生センター) |
| 10月3日 令和元年度愛媛産業安全衛生大会
(於 松山市総合コミュニティセンター) | " 西条支部管理・清掃部会員と検査員との
意見交換会 (") |
| " 宇和島市立遊子小学校環境学習 | " 災害廃棄物処理に係る図上訓練
(於 松山市男女共同参画推進センター) |
| 10月4日 八幡浜支部実施研修会
(於 保内町中央公民館) | 10月26日 えひめ暮らしと住まいフェア
～27日 (於 アイテムえひめ) |
| " 八幡浜支部管理・清掃部会員と検査員との
意見交換会 (") | 10月27日 石手川ダム上流域の河川等清掃
(松山支部) (於 石手川ダム) |
| 10月5日 愛媛の3R企業展
～6日 (於 エミフルMASAKI) | 10月28日 松山市訪問 (松山支部浄化槽普及啓発活動) |
| 10月7日 愛南町立平城小学校環境学習 | 10月31日 令和元年度暴力追放県民大会
(於 松山市民会館) |
| " 愛南町立一本松小学校環境学習 | 11月1日 辞令交付 |
| 10月8日 愛南町立内海中学校環境学習 | 11月2日 第12回浄化槽法指定検査機関四国地区協
議会ソフトボール大会 (於 香川県) |
| " 愛南町立内家串小学校環境学習 | |

11月3日	環境啓発登山（秋季）	12月3日	第2回愛媛県地球温暖化防止活動推進員研修会・意見交換会
11月5日	松山支部実施研修会 （於 松山市総合コミュニティセンター）	12月8日	キッズジョブまつやま2019 （於 松山市総合コミュニティセンター）
"	松山支部管理・清掃部会員と検査員との意見交換会 （ " ）	12月10日	えひめウォームシェアキャンペーン
11月7日	全浄連第5回機能保証制度委員会 （於 東京都）	12月14日	男女共同参画社会づくり推進イベント企画事業環境講座 （於 愛媛県男女共同参画センター）
11月10日	先進県役員研修 ～13日 （於 北海道）	12月15日	アースパレード2019in徳島 （於 徳島県）
11月12日	「地域循環共生圏」創造のための意見交換会 （於 岡山県）	12月17日	令和元年度中国四国ブロック地域センター講習会 （於 岡山県）
11月15日	今治支部実施研修会 （於 今治地域地場産業振興センター）	"	全浄連第4回総務企画委員会(テレビ会議)
"	今治支部管理・清掃部会員と検査員との意見交換会 （ " ）	12月20日	大洲市訪問 （大洲喜多支部浄化槽普及啓発活動）
"	令和元年度九州地区浄化槽検査員研修会 （於 大分県）	12月23日	第1回検査事業委員会 " 第6回指導委員会 " 第49回理事会 （於 国際ホテル松山）
11月17日	第15回四国中央市産業祭 （於 伊予三島運動公園市民体育館）	12月26日	総務部職員会・検査員会・職員全体会・産業医講習 " 第1回常任理事会 （於 ANAクラウンプラザホテル松山）
11月19日	西条市訪問（西条支部浄化槽普及啓発活動） " 新居浜支部実施研修会 （於 新居浜ウィメンズプラザ） " 新居浜支部管理・清掃部会員と検査員との意見交換会 （ " ）	令和2年	
11月21日	令和元年度分年末調整説明会 ～22日 （於 松山市総合コミュニティセンター）	1月6日	仕事始め式 " 松山市年賀交歓会 （於 松山市総合コミュニティセンター） " 愛媛県年賀交歓会 （於 ANAクラウンプラザホテル松山）
11月22日	第15回四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議 （於 高松市）	1月11日	令和元年度愛媛県水道事業功労者表彰式 （於 東京第一ホテル松山）
11月23日	省エネ型浄化槽システム導入推進事業説明会 （於 ジョープラ）	1月12日	かわらぬ愛きくま2020 （於 菊間緑の広場公園運動場総合体育館）
11月25日	第58回浄化槽実態調査（松山支部） （於 吉藤地区）	1月16日	愛媛大学SDGsシンポジウム （於 愛媛大学）
11月26日	四国中央支部管理・清掃部会員と検査員との意見交換会 （於 ホテルグランフォーレ）	1月27日	伊予市立北山崎小学校環境学習 " 公益法人認定法に基づく立入検査 （新居浜支部・四国中央支部）
11月27日	愛南町立緑小学校環境学習	1月28日	公益法人認定法に基づく立入検査 （今治支部・西条支部）
11月28日	全浄連第3回総務企画委員会(テレビ会議) " 第2回業務委員会 " 第3回総務企画委員会		
12月2日	第62回建設事業ノーダン運動実施説明会 （於 愛媛県建設会館）		

1月29日 地球温暖化防止に関する授業見学
(於 松山市立味噌小学校)

" 公益法人認定法に基づく立入検査
(大洲喜多支部・八幡浜支部)

1月30日 公益法人認定法に基づく立入検査
(西予支部・宇和島支部)

" 令和元年度愛媛県防災士養成講座
～31日 (於 中予地方局)

1月31日 公益法人認定法に基づく立入検査
(松山支部・本部)

2月3日 令和元年度浄化槽トップセミナー徳島
(於 徳島県)

2月4日 脱炭素経営・再エネ導入セミナー施設見
学会&相談会 (於 ホテル古湧園遥)

2月5日 法定検査指摘事項未改善浄化槽報告
(四国中央保健所・宇和島市)

" 宇和島市訪問
(宇和島支部浄化槽普及啓発活動)

2月6日 家庭エコ診断制度説明会及びうちエコ診
断士交流会 (於 大阪市)

" 松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会
令和元年度第2回ワーキング

2月12日 令和元年度内子町環境子ども会議
(於 内子町共生館)

2月13日 愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会
(於 愛媛県立図書館)

" 教育センター令和元年度浄化槽の法定検
査及び浄化槽整備推進に関する調査検討
業務に係るヒアリング調査
(於 愛南町・協会本部)

2月17日 鬼北町・松野町訪問
(宇和島支部浄化槽普及啓発活動)

2月18日 令和元年度浄化槽技術研修会
(於 松山市総合コミュニティセンター)

2月19日 企業向けSDGs講演会
(於 愛媛県林業会館)

2月20日 松山市立高浜小学校環境学習

" 地域センターセミナー及び令和元年度第3
回全国連絡調整会議 (於 東京都)

2月21日 環境講座 (於 IYO夢みらい館)

2月26日 浄化槽の法定検査に関する全国会議
(於 東京都)

2月28日 第1回会長・業務執行理事・総務企画委員
長会

" 新居浜市訪問
(新居浜支部浄化槽普及啓発活動)

3月6日 第3回業務委員会
第7回指導委員会
第4回総務企画委員会

3月13日 令和元年度環境計量証明事業者に係る立
入検査

3月18日 (公社)宮城県生活環境事業協会
～19日 視察研修

3月23日 伊予市・東温市訪問
(松山支部浄化槽普及啓発活動)

3月24日 浄化槽設備士試験委員会 (於 東京都)

3月26日 第2回検査事業委員会

" 第51回理事会

3月27日 環境講座 (於 松山大学)

" 総務部職員会・検査員会・職員全体会

" 情報セキュリティ研修会

3月30日 環境講座
(於 多機能学童保育広場すくっと)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第33回全国浄化槽技術研究集会(秋田県)に参加

令和元年10月9日(水)、10日(木)の両日、秋田県秋田市「秋田キャッスルホテル」において、第33回全国浄化槽技術研究集会が開催されました。

本研究集会は、(公財)日本環境整備教育センターが主催し、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図る事を目的に、昭和62年より「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として、毎年開催されています。

令和元年10月9日(水)は、全国浄化槽技術研究集会が開催され、式典では浄化槽関係事業功労・研究奨励などの表彰が行われ、特別講演ではグローバルウォータ・ジャパン代表の吉村 和就 氏による「浄化槽法の改正と地方創生」と題した講演、また研究発表では 会場において各検査機関及び関係機関・団体などからの発表がされ活発な質疑応答が行われました。

令和元年10月10日(木)は、浄化槽行政担当者研究会、浄化槽検査員研究会が開催され関係省庁からの情報提供、自治体から取り組み事例報告、新機種浄化槽の紹介などが行われました。



プログラム

◆令和元年10月9日(水)

1 - I 式典

- 1.主催者挨拶
- 2.来賓挨拶
- 3.浄化槽関係事業功労者 環境再生・資源循環局長表彰贈呈
- 4.浄化槽研究奨励・橋本賞贈呈
- 5.公益財団法人 日本環境整備教育センター 理事長感謝状贈呈

1 - II 特別講演

「浄化槽法の改正と地方創生」

1 - III 次回開催地 挨拶

1 - IV 閉会

1 - V 研究発表

1 - VI 懇親会

◆令和元年10月10日(木)

2 - I 開会

2 - II 行政報告

2 - III 情報

□浄化槽行政担当者研究会

2 - IV 行政-情報

2 - V 閉会

□浄化槽検査員研究会

2 - VI 検査-情報

2 - VII 閉会



浄化槽法指定検査機関 四国地区協議会 検査員研修会(高知県)に参加

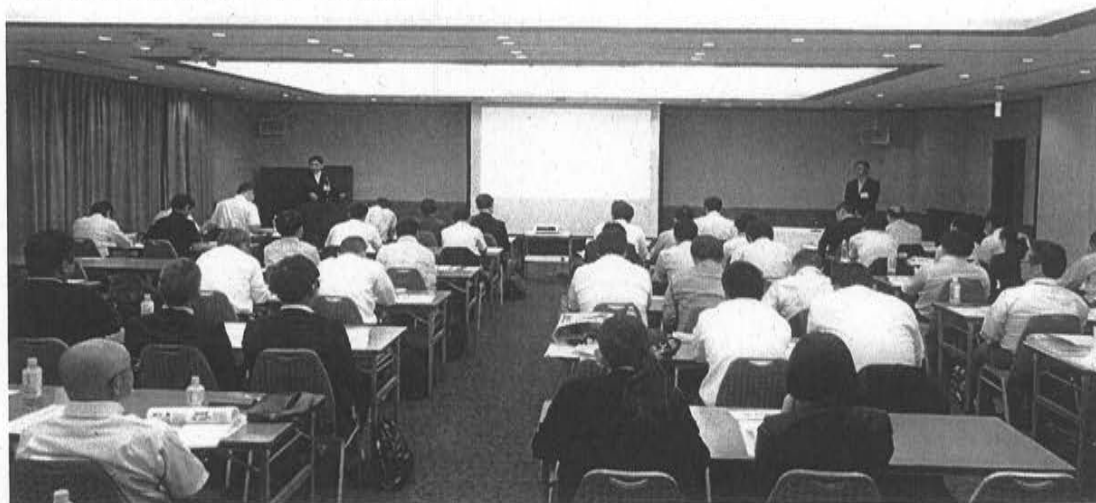
令和元年9月19日(木)～20日(金)の2日間、高知県の高知サンライズホテルにおいて、令和元年度 浄化槽法指定検査機関 四国地区協議会検査員研修会 が開催されました。

研修会初日は、四国4県の研究発表が行われ、当協会からは検査管理課管理系の横田 洋一 検査員が発表を行いました。その後、公益財団法人 日本環境整備教育センター 調査研究グループリーダー 仁木 圭三 氏 による講演が行われました。

2日目は 4つの分科会において、事前アンケートの回答をもとに意見交換が行われ、その後の全体会において分科会の報告をすることにより情報を共有しました。



研究発表を行う 横田 洋一 検査員



【研究発表プログラム】

- 1 「浄化槽内におけるミジンコ発生の抑止対策を利用した水質改善事例」
公益社団法人 徳島県環境技術センター 西岡 卓馬
- 2 「香川県浄化槽協会における浄化槽設置台帳の整備について」
公益社団法人 香川県浄化槽協会 山下 秀樹 、 水田 勝
- ✓ 3 「法定検査におけるファン付き作業服の暑さ軽減効果について(検証)」
公益社団法人 愛媛県浄化槽協会 横田 洋一
- 4 「法定検査における事故・トラブルの未然防止に向けた取り組みについて」
一般財団法人 高知県環境検査センター 末田 里木

【講演】

演題：最近の小型浄化槽の維持管理について
講師：公益財団法人 日本環境整備教育センター
調査研究グループリーダー 仁木 圭三

九州地区浄化槽検査員研修会《大分県》に参加



令和元年11月15日(金)J:COMホルトホール(大分市)において表記研修会が開催され、四国ブロックから4団体8名(愛媛県から2名)が参加しました。

研修会では、九州各県の指定検査機関及び、四国地区検査員研修会で選出された(一財)高知県環境検査センターの方々の調査研究発表や事例発表が行われました。



調査研究の内容や事例については、当協会の今後の業務や研究の参考になるところが多く、今後に活かしていきたいと思います。また、研修会後の懇親会でも普段交流のない九州地区の検査員の皆様と活発な意見交換を行うことができ、大変有意義な研修会となりました。

■プログラム

1.開会のことば

九州地区浄化槽指定検査機関協議会 副会長
一般財団法人 福岡県浄化槽協会 理事長 三浦 正吏

2.主催者挨拶

九州地区浄化槽指定検査機関協議会 会長
公益財団法人 大分県環境管理協会 理事長 森口 孝行

3.基調講演「最近の浄化槽行政について」

講師 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 室長 松田 尚之

4.研究発表(7テーマ)

①「温泉水流入による浄化槽の課題と取組について」

公益財団法人 大分県環境管理協会 検査員 阿南 達哉

②「熊本県における今後の浄化槽設置基数と検査基数の推移」

公益社団法人 熊本県浄化槽協会 法定検査部 課長 増田 圭介

③「底部汚泥の堆積により水質が悪化した浄化槽の改善事例」

一般財団法人 福岡県浄化槽協会 法定検査課主任技師 奥村 陸矢

④「法定検査における事故・トラブルの未然防止に向けた取り組みについて」

一般財団法人 高知県環境検査センター 法定検査第1課主査 末田 里木

⑤「嫌気ろ床接触ばっ気方式とモアコンパクト型浄化槽の水質比較」

公益財団法人 宮崎県環境科学協会 技師 長友 一樹

⑥「ばっ気停止から回復までのBOD数値差及び立ち上がりまでの検証」

一般財団法人 長崎県浄化槽協会 検査員 柳原 健

⑦「浄化槽の不具合改善に向けた管理業者への対処法提案について」

公益財団法人 鹿児島県環境保全協会 検査1課長 木佐貫 隆

5.閉会のことば

九州地区浄化槽指定検査機関協議会 副会長
公益財団法人 鹿児島県環境保全協会 副理事長 鳥越 澄夫

★地球温暖化防止活動だより★

令和元年度愛媛県地球温暖化防止活動推進センター活動報告

今年度は、様々な取り組みを行っているステークホルダー（推進員・大学生・活動団体等）とつながりを持って活動を行うことができた１年間でした。この絆を大切に、これからもより一層の協力・協働を行い、持続可能な社会の実現に向けたセンター活動へとつなげていきたいと思いをします。



環境講座

「虹の万華鏡を作って体験！光のふしぎ」

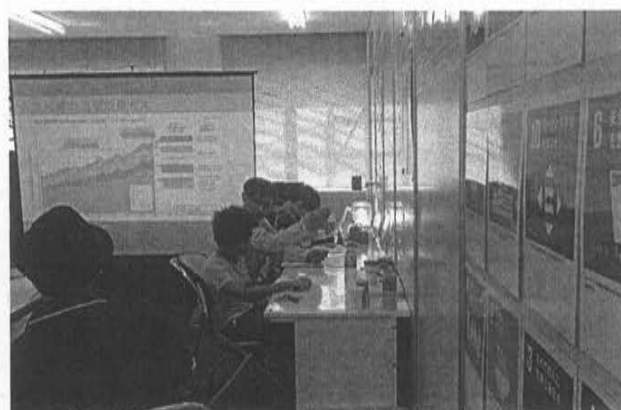
7月30日（火） 於：松山大学（NPO 法人ワークライフ・コラボ「休日子どもカレッジ」）

8月19日（月） 於：NPO 法人だんだん



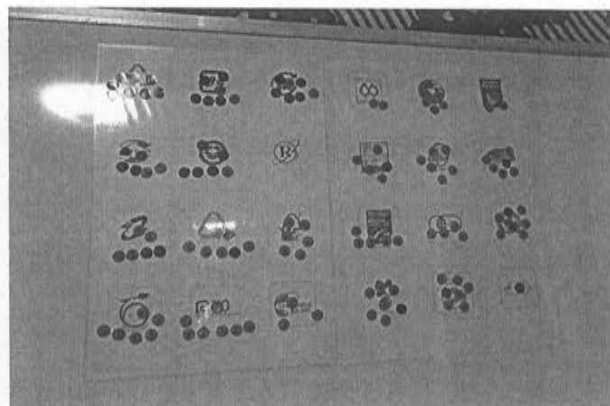
「自由研究お助けイベント」

8月16日（金） 於：愛媛県地球温暖化防止活動推進センター（えひめクールシェア）



「力を合わせて環境マークを探そう！」

8月21日（水） 於：イオンスタイル松山（多機能学童保育広場すくっと）



「リユース体験！オリジナルマグネット作り」

10月10日（木） 於：新居浜市中萩公民館（ハツラツさくら会）



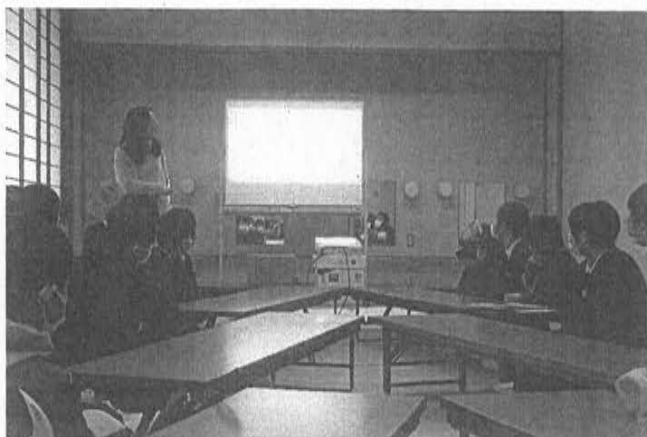
「地球温暖化 × 針育～環境に優しい素材でひざ掛けをつくろう～」

12月10日（火） 於：愛媛県地球温暖化防止活動推進センター（えひめウォームシェア）



「虹の万華鏡を作って学ぼう！光のチカラ」

2月12日（水） 於：内子町共生館（内子町環境子ども会議）



環境イベント

「愛媛の3Rフェア～えひめの『スゴeco』集合！」

10月5日（土）～6日（日） 於：エミフルMASAKI



「えひめ暮らしと住まいフェア 2019」

10月26日（土）～27日（日） 於：アイテムえひめ

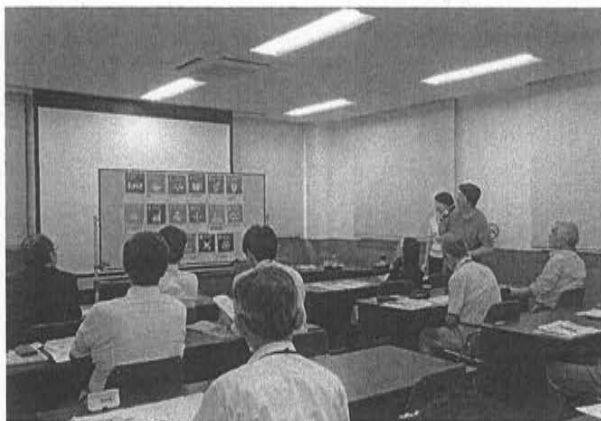




活動支援

「愛媛県地球温暖化防止活動推進員研修会・意見交換会」

7月2日(火)、12月3日(火) 於：愛媛県地球温暖化防止活動推進センター



「学生地球温暖化防止活動推進員・四国エコサミット」

8月29日(木)～30日(金) 於：道後にぎたつ会館



「中国・四国ブロック合同推進員研修会」

9月5日(木)～6日(金) 於：松江テルサ(島根県松江市)





連絡調整会議

7月2日(木) 於：愛媛県地球温暖化防止活動推進センター



その他

「セミナー等講師」

5月30日(木) 於：愛媛大学

10月26日(土) 於：アイテムえひめ

12月14日(土) 於：愛媛県男女共同参画センター

令和元年度

地球温暖化防止活動促進事業

普及啓発者数 2453人

ご協力ありがとうございました



ホームページをリニューアルしました！



センター事業である「環境講座」と「支援活動」をより充実させていくために、トップページに“環境講座募集”と“施設紹介”を置くことで、皆様の目につきやすくなりました。施設紹介ページより、貸出できるツール等をご覧いただけます。また、今年度の研修等でテーマとなった「SDGs(エスディージーズ 持続可能な開発目標)」についてのページを新たに作成しました。SDGsの考え方・捉え方の一例として参考にしていただけたらと思います。

機関誌「ECCCA(えっか)通信 エコするけん」を発行しました！



この度、センター初の機関誌「ECCCA(えっか)通信 エコするけん」を発行しました。愛媛県地球温暖化防止活動推進員の方々やセンター事業に参加してくれた学生たちにも協力をいただき、とても充実したものに仕上がっております。機関誌を通して、センターの活動が少しでも伝われば嬉しく思います。

普及啓発活動

※浄化槽普及啓発活動助成金を交付している事業を掲載しています。

西予支部

令和元年
10月19日（日）

「第39回三瓶町文化祭」(西予市三瓶文化会館・朝立会館)
浄化槽に関するクイズ、浄化槽啓発チラシの配付、カット
モデル展示、相談会の実施など



宇和島支部

10月20日（日）

「きなはいや吉田三万石2019」(吉田公民館・吉田伊達広場)
浄化槽啓発チラシの配付、パネルの展示など



四国中央支部

11月17日（日）

第15回四国中央市産業祭(伊予三島運動公園市民体育館)
浄化槽カットモデル展示、環境クイズ、法定検査受検パン
フレットの配布など



松山支部

11月25日（月）

第58回浄化槽実態調査

松山市吉藤2丁目（潮見が丘団地及び宮の谷地区）
208戸対象



今治支部

令和2年

1月12日（日）

「かわらぬ愛きくま2020」（今治市営緑の広場公園体育館）

環境クイズラリー、微生物観察、パネル展示など



自治体への要請訪問



浄化槽普及啓発活動助成金を交付している事業を掲載しています。

（要望事項）※訪問する自治体によって要望事項が異なります。

1. 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
（単独転換に伴う宅内配管の助成）
2. 浄化槽整備事業の更なる活用
3. 浄化槽維持管理費に対する助成制度の創設
4. 無管理浄化槽の解消及び適正な施工・維持管理の推進

支 部	自 治 体	訪 問 日	要 望 事 項
八 幡 浜	伊 方 町	令和元年10月15日	1・2
	八 幡 浜 市	令和元年10月17日	1・2
松 山	松 山 市	令和元年10月28日	1・2・3・4
	伊 予 市	令和2年3月23日	1・2・3・4
	東 温 市	令和2年3月23日	1・2・3・4
西 条	西 条 市	令和元年11月19日	1・2・4
大洲喜多	大 洲 市	令和元年12月20日	1・2・3・4
宇 和 島	宇 和 島 市	令和2年2月5日	1・2
	鬼 北 町	令和2年2月17日	1・2・3・4
	松 野 町	令和2年2月17日	1・2・3・4
新居浜	新 居 浜 市	令和2年2月28日	1・3

※松山市の3は継続を要望

支部実施研修会

西予支部

9月20日（金）

（下宇和公民館）

【研修内容】

・安永プロワについて

（製品紹介・内部構造・修理方法・Q&A等）

出席者 計27名（講師除く）



八幡浜支部

10月4日（金）

（保内町中央公民館）

【研修内容】

・安永プロワについて

（製品紹介・内部構造・修理方法・Q&A等）

出席者 計19名（講師除く）



西条支部

10月25日（金）

（西条市地域創生センター）

【研修内容】

・XH型の構造及び保守点検、清掃業務の留意点について
・服用薬に伴う水質悪化浄化槽の事例について（検査員）

出席者 計42名



松山支部

(松山市総合コミュニティセンター)

11月5日 (火)

【研修内容】

- ①安永プロワのメンテナンスについて
 - ②XH型の維持管理の概要・施工上の留意事項について
- 出席者 計107名 (講師除く)



今治支部

(今治地域地場産業振興センター)

11月15日 (金)

【研修内容】

- ・安永プロワの製品説明とメンテナンスについて
- 出席者 計35名 (講師除く)



新居浜支部

(新居浜ウイメンズプラザ)

11月19日 (火)

【研修内容】

- ・XH型の維持管理の概要・施工上の留意事項について
- 出席者 計41名



ボランティア

松山支部

(石手川ダム上流域の河川等清掃)

10月27日 (日)



訃 報

四国中央クリーン(株) (四国中央支部)
 (株)三島浄化槽維持管理センター

令和元年10月16日 逝去 石 川 祥 之 氏

故人の御霊に対し謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



第49回理事会 (令和元年12月23日開催) 入会承認分

支部名	事業所名	代表者名	電話番号	業種
	住 所			
松山	(株)大崎水道工業	大崎 勇	089-997-1226	工事(届)
	松山市神浦61番地			

第51回理事会 (令和2年3月26日開催) 入会承認分

支部名	事業所名	代表者名	電話番号	業種
	住 所			
松山	みつばテック(株)	西原 正明	089-993-6672	保守点検
	松山市来住町1279-1 グリーンハイツT105号			

大洲喜多支部 事務所移転について



令和2年2月27日(木)から新事務所において業務を開始いたしました。

《旧事務所》

〒795-0052

大洲市若宮686

☎ 0893-24-7199

fax 0893-24-1299



《新事務所》

〒795-0064

大洲市東大洲23

コスモポリタン中野No.2 2F

☎ 変更なし

fax 変更なし



第10回通常総会の開催予定について



第10回(令和2年度)通常総会を下記のとおり開催する予定としております。

● 日 時

令和2年6月5日(金)

○ 場 所

ANAクラウンプラザホテル松山 南館2F サファイアルーム
(旧 松山全日空ホテル)

松山市一番町3丁目2-1

TEL (089) 933-5511



浄化槽法指定検査機関四国地区協議会親睦ソフトボール大会に参加

令和元年 11 月 3 日 (土) 好天に恵まれ、第 12 回浄化槽法指定検査機関四国地区協議会親睦事業ソフトボール大会が、高松市東部運動公園で開催されました。

我が愛媛チームは、若い戦力が増えたこともあり、昨年につづき 2 連覇を目指して意気込んで試合に臨みました。

どの試合も白熱した試合となりましたが、残念ながら愛媛チームから負傷者が出てしまい、香川県浄化槽協会の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしました。また、迅速な対応・処置をしていただきありがとうございました。お陰様で大事に至らず、試合後の懇親会には元気に参加することができました。

今大会は優勝できませんでしたが、他県の職員・検査員の皆様と交流ができ、充実した一日となりました。参加者の皆様、ありがとうございました。“四国は一つ”

なお、試合結果は下記のとおりです。



対戦表・結果

	徳島	香川	愛媛	高知
徳島		6 - 27	9 - 25	10 - 24
香川	27 - 6		10 - 5	8 - 10
愛媛	25 - 9	5 - 10		8 - 27
高知	24 - 10	10 - 8	27 - 8	



	勝敗	得失点	差	順位
高知	3勝0敗	61 - 26	+ 35	1
香川	2勝1敗	45 - 21	+ 23	2
愛媛	1勝2敗	38 - 46	- 8	3
徳島	0勝3敗	25 - 76	- 51	4

個人賞

優秀選手賞

敢闘賞

敢闘賞

坂東 篤 (水質分析課)

大田 真稔 (東予検査支所)

宮崎 雄太 (水質分析課)



えひめの浄化そう 第 81 号

令和 2 年 3 月 31 日 発行

発行所 公益社団法人 愛媛県浄化槽協会
〒790-0063 松山市辻町 2 番 31 号
TEL (089)925-2661
FAX (089)925-2654

発行責任者 寺井 政博

編集者 清水 泰洋

印刷所 ㈲ウエストコピー